

地域振興5法指定(公示)対象市町村一覧表(中山間地域)

市町村		過疎	山村	離島	半島	特定	市町村		過疎	山村	離島	半島	特定
熊本市	●						産山村	●	○	○			○
宇土市	●				○	△	高森町	●	○	△			△
宇城市	●	△			△	△	南阿蘇村	●	○	△			△
美里町	●	○				△	西原村	●		△			△
御船町	●					△	八代市	●	△	△			△
嘉島町							氷川町						
益城町						○	水俣市	●	○	△			○
甲佐町	●	○	△			△	芦北町	●	○	△			○
山都町	●	○	△			○	津奈木町	●	○				○
菊池市	●		△			△	人吉市	●					○
合志市							錦町						
大津町			△			△	あさぎり町	●	○	△			△
菊陽町							多良木町	●	○	△			○
荒尾市							湯前町	●	○				○
玉名市	●					△	水上村	●	○	○			○
玉東町							相良村	●	○	△			○
和水町	●	○				△	五木村	●	○	○			○
南関町	●	○					山江村	●	○	○			○
長洲町						△	球磨村	●	○	○			○
山鹿市	●	○	△			△	天草市	●	○	△	△	○	△
阿蘇市	●	△	△			○	上天草市	●	○	△	△	○	△
南小国町	●	○	○			○	苓北町	●				○	△
小国町	●	○	○			○	45市町村	35	27	24	2	5	36

調査地域

- (注)1 過疎＝過疎地域振興法対象、山村＝山村振興法対象、
離島＝離島振興法対象、半島＝半島振興法対象、特定＝特定農山村法対象
- (注)2 ○：市町村の全域対象、△：市町村の一部地域対象
- (注)3 ●：中山間地域 35市町村